

地方創生推進交付金の概要

- ・ 新型交付金（「地方創生推進交付金」）については、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。
- ・ 3タイプとする。

先駆タイプ	横展開タイプ	隘路打開タイプ
・ 官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業	・ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業	・ 既存事業の隘路を発見し、打開する事業
計画認定期間 5 か年度以内	計画認定期間 3 か年度以内	(横展開タイプと同じ)
交付金上限の目安 ・ 都道府県 1 事業当たり 国費 2 億円 (事業費 4 億円) ・ 市町村 1 事業当たり 国費 1 億円 (事業費 2 億円)	交付金上限の目安 ・ 都道府県 1 事業当たり 国費 5 千万円 (事業費 1 億円) ・ 市町村 1 事業当たり 国費 2,500 万円 (事業費 5 千万円)	(横展開タイプと同じ)

- ・ 都道府県 6 事業、市町村 3 事業 までとする。
- ・ 事業ごとに、ふさわしい具体的な KPI を設定し、PDCA サイクルを整備すること。
- ・ ソフト事業を中心とするが、ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業）（50%未満）は対象とする。
- ・ 地域再生法に位置づけ、法律補助とするとともに、地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付する。
- ・ 地域再生計画は、3 年又は 5 年までの複数年計画とし、達成状況を検証した上で、翌年度以降も交付しうる仕組みとする。

【 H28 予算規模と財源構成 】

- ・ 交付金（交付率 1/2） 1,000 億円 （事業費ベース 2,000 億円）
- ・ 残り 1/2 の財政措置
 - ・ ソフト事業 その 1/2(全体の 1/4) 普通交付税措置
残り 1/2(全体の 1/4) 特別交付税措置
 - ・ ハード事業 地方債※を措置 充当率 90%（普通交付税措置 30%）
※一般補助施設整備等事業債
(道、汚水処理施設、港 公共事業等債適用)
- ・ 残余 一般財源

地方創生推進交付金に関するQ & A【抜粋】

●制度趣旨・概要

Q：推進交付金の審査は？

- ・先駆タイプ . . . 外部有識者による審査
- ・横展開、隘路打開タイプ . . . 内閣府地方創生推進事務局において審査

●交付対象事業について

Q：申請できる事業は？

A：第1回分については、28年度当初予算又は6月補正予算に計上された事業を申請対象とする。

※その際、特定財源（推進交付金）を見込んでの予算計上のみならず、将来の特定財源を見込んだ上での一般財源での予算計上でも差し支えない。

Q：交付決定以前の事業着手は？

A：原則として認めない。

ただし、①事業着手を遅らせると目的達成に重大な支障が生じる

②予算計上に際し、推進交付金の活用を明らかにしており、単なる財源振替でないこと

のいずれも満たす場合は、事前着手を認めうる。（要事前相談）

Q：国による他の補助金等を受けている事業に充てることはできるのか？

A：充当することはできない。また、補助制度の給付対象となる可能性のある事業については、国による補助事業を優先。

Q：推進交付金と他の補助金の対象との取扱いは？

A：地域少子化対策については、

少子対策重点推進交付金 . . . 結婚に関する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運の醸成

推進交付金 . . . 上記以外の、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性を有する事業

・小さな拠点については、

単独地方公共団体の個別拠点への支援は、既存の補助金。

複数の拠点を支援する中間支援組織や、中核となる拠点を中心とした複数地方公共団体にまたがるサービス等を推進交付金で支援。

・単独申請による観光振興のみの事業、農林水産業振興のみの事業は、それぞれの分野の所管省庁による補助金で支援。

Q：複数年度で事業を実施する場合、初年度が調査や事業計画の策定で終了する事業も対象となるか？

A：申請の対象となる。

推進交付金の対象となる事業は、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性を有する事業であることから

- ・初年度事業に係るアウトプットベースによるKPIの設定に加え、
- ・複数年度の事業全体に係るアウトカムベースによるKPIの設定と
- ・検証機関による検証が行われること

を前提として、初年度が調査や事業計画の策定で終了する場合であっても申請の対象となる。

手続きについて

Q：1事業あたりの交付金額の目安とは、単年度あたりの上限の目安か？

複数年事業を予定している場合、複数年間の事業費の総額を上限の目安以内になければならないのか？

A：1事業あたりの上限の目安は、一地方公共団体あたりの単年度分の金額。

したがって、複数年事業の場合は、単年度あたりの上限の目安に年数を乗じたものが複数年間の事業費の総額の目安となる。

Q：交付額が申請額を下回る場合があるか？

A：交付対象外経費が認められる事業については、当該交付対象外経費を除いた金額を交付する。なお、下回る場合は、一般財源で措置するなど事業執行に支障が出ないように。

Q：先駆タイプより横展開タイプに申請した方が採択されやすいのでは？

A：先駆タイプに応募して、先駆タイプの採択基準を満たさない場合であっても、横展開タイプとしての基準を満たした場合は、横展開タイプとして採択される場合がありえる。

Q：推進交付金を充当した事業を繰り越すことは可能か？

A：原則として、推進交付金を繰り越すことは認められない。

Q：概算払いは可能か？

A：内示後から概ね2か月以内に支払われる見込み。(希望調査をしたうえで)

Q：実施した事業が、KPIの達成度が極めて低い結果となった場合、推進交付金を返還する必要があるのか？

A：KPIの達成度が極めて低いことを理由に、推進交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことは想定していない。

しかし、複数年度にわたる事業計画が認められている場合であっても、PDCAサイクルによる事業評価を行い、KPIの達成度が低いにもかかわらず、当該事業についての改善が図られていない場合は、次年度分の推進交付金の交付を認めないことがあり得る。

Q：第2回目の申請募集はいつ頃行われるのか？

A：平成28年9月以降に第2回目の地域再生計画申請及び交付申請の受付を行う予定。
ただし、第1回目の申請において、多くの事業採択があった場合は、第2回目の予算額が小さくなることを留意していただきたい。